

役員退職慰労金規程

Draft



公益社団法人 日本ビリヤード協会

第2版 2018年**月**日

<文管 1-05>

(目的)

第1条. ~~当協会の役員に対し、総会の決議に基づき、退職慰労金(死亡による退職の場合の弔慰金を含む)を支給することができる。金額は、本規程に定める金額を上限とする。~~

この規程は、公益社団法人日本ビリヤード協会(以下、「本協会」という)役員に対し支給する退職慰労金(死亡による退職の場合の弔慰金を含む)について定める。

(支給の決定)

第2条. 支給は総会の決議に基づき実行される。

2. 金額は本規程に定める金額を上限とする。

(退職慰労金の内訳)

第3条. 退職慰労金の金額は、基本額と功績加算金との合計額とする。

(基本額)

第4条. 基本額は、次の計算式により算出する。

- (1) 役員在任期間中の最高の報酬月額×在任月数÷12
- (2) 前項において報酬月額とは、役員報酬と使用人分給与の合計月額をいう。
- (2) 第1項の在任月数は、理事または監事に就任した日の属する月の翌月を最初の月とし、その退職の日の属する月を最終の月として計算する。

(功績加算金)

~~第5条. 退職した役員の前在任中の当協会に対する功績を勘案し、基本額に次の係数を乗じた額を限度として、功績加算金を支給することができる。~~

~~(在任中の最高の職位)(係数)~~

~~I. 理事長 0.25~~

~~II. 副理事長 0.15~~

~~III. 専務理事 0.10~~

~~IV. 常務理事 0.07~~

~~V. 理事 0.05~~

~~VI. 監事 0.05~~

第5条. 退職した役員の前在任中の当協会に対する功績を勘案し、基本額に別表「功績加算金係数」の値を乗じた額を限度として、功績加算金を支給することができる。

(減額)

第 6 条. 退職した役員が在任中に本協会に対して損害を与えたとき、または本協会の業績不振により前 3 条に基づき算出された金額を支給することが困難であると認められるとき、その他相当の事由があるときは、~~前 3 条に~~
~~基づき~~算出された退職慰労金の金額を減額することができる。

(公表)

第 7 条. ~~この法人は、~~この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条 第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第 20 条. 本規程の改廃は、総会の決議により行う。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条 第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

以上

< 別表 >

功績加算金係数

在任中の最高の職位	係数
理事長	0.25
副理事長	0.15
専務理事	0.10
常務理事	0.07
理事	0.05
監事	0.05

以上

改定履歴

版	発効日	改定内容
第2版	2018年*月*日	第2条(至急の決定)を追加。第5条(功績加算金)の係数を別表として記載。ほか、一部語句を訂正。 規程関連書式統一。最終ページに改定履歴を表示。